議　案　目　次（別冊）

議案第６号　　財産の減額貸付について ・・ Ｐ　１

議案第６号

財産の減額貸付について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定により、次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和４年９月６日提出

江差町長　照井　誉之介

記

１　減額貸付をする財産

名　　称	旧江差町営レストラン施設
所　　在	檜山郡江差町字中歌町１９３番地３
構造・階数	鉄筋コンクリート造２階建て
建築面積	３１４．２８㎡
延床面積	３５４．７８㎡
建　築　年	昭和５７年

２　減額貸付の相手方

利用を希望する個人、団体または法人

３　減額貸付の目的

江差町が所有する「旧江差町営レストラン施設」の建物を、利用希望者に減額して貸し付けることにより、町における観光振興及び地域経済の活性化等を通して人々の交流を促進し、新たな賑わいの創出を図るため。

４　減額貸付の条件

町における観光振興及び地域経済の活性化等を通して人々の交流を促進し、新たな賑わいの創出を図るものに使用するものとし、他の目的に供してはならない。

５　減額貸付の適用期間

令和４年１０月１日から令和５年３月３１日

６　減額貸付の金額

(1) 営利を目的としない事業に建物を貸し付ける場合にあっては、無償とする。

(2) 町内において、地域活性化等に資する活動を行っている任意の団体が、その活動の一環として実施する事業に建物を貸し付ける場合にあっては、無償とする。

(3) 商いを生業とする事業者等が、地域活性化等の一環として実施する営利事業に建物を貸し付ける場合にあっては、日額６，０００円とする。なお、光熱水費に係る経費については貸付料金に含まれるものとする。

提案理由

江差町が所有する旧江差町営レストラン施設の利活用を図るため、普通財産を減額して貸し付ける必要があるため。